

総行マ第13号
令和6年2月14日

各都道府県知事 殿

総務大臣
(公印省略)

社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱の一部改正について

社会保障・税番号システム整備費補助金交付要綱（平成26年4月1日総官企第167号）を別紙のとおり一部改正し、令和6年2月14日から適用することとしたので通知します。

貴職におかれましては、本補助金の円滑な交付に向け、格別の御配慮をお願いします。

おって、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知をお願いいたします。